

7 近経第 1 5 6 号
令和 7 年 8 月 21 日

大阪府大阪市中央区内本町 2-4-10-107
株式会社 A・S・P
代表取締役 鮎川 裕介 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、大阪府知事から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成 19 年 7 月 2 日付け 18 林政政第 793 号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和 7 年 10 月 20 日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 令和 7 年 8 月 21 日 ～ 令和 7 年 10 月 20 日（2 ヶ月）
- 2 指名停止の理由

株式会社 A・S・P は、令和 7 年 3 月 31 日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の事由を原因として建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分（22 日間）を受けた。

（1）監理技術者の不設置

株式会社 A・S・P は、大阪市発注の工事（以下「本件工事」という。）において、株式会社 ケイテック とその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監理技術者を配置すべきところ、「1 級建築施工管理技士」の資格を有せず、及び監理技術者資格者証の交付を受けていないため、監理技術者としての資格要件を満たさない A 氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監理技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第 26 条第 2 項及び第 5 項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。

（2）施工体制台帳等の不作成等

株式会社 A・S・P は、本件工事において、その請け負った建設工事を株式会社 ケイテック に直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び第 4 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を株式会社 ケイテック には直接請け負わせてないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

（3）一括下請負

株式会社 A・S・P は、本件工事において、（1）のとおり、適格な監理技術者を配置しないなど、建設業法第 22 条第 1 項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社 ケイテック に請け負わせた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不適当であると認められるため。